

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.166 2020年9月

患者が同意した術式と異なる手術の実施

手術申し込みの術式が患者が同意した術式とは異なっていたが、確認が不十分なまま手術を実施した事例が8件報告されています(集計期間:2016年1月1日~2020年7月31日)。この情報は、[第57回報告書「分析テーマ」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

患者が同意した術式と異なる手術を実施した事例が報告されています。

要因	実施すべき手術 (患者が同意した術式)	実施した手術 (手術申し込みの術式)	件数	
患者が同意した術式で手術申し込みをしなかった	乳房全摘術	乳房部分切除術	1	3
	帝王切開術+ 卵管切除術	帝王切開術	1	
	単純子宮全摘出術+ 両側卵管切除術	単純子宮全摘出術+ 両側 卵巣 卵管切除術	1	
手術申し込み後、術式が変更になったが、手術申し込みを変更しなかった	乳房全摘術	乳房部分切除術	3	5
	乳頭温存乳腺全摘術	乳房 全摘術	1	
	帝王切開術	帝王切開術+ 卵管結紮術	1	

※事例に記載された術式を掲載しています。

患者が同意した術式と異なる手術の実施

事例 1

外来診察時、医師は患者の希望を確認し、手術説明書と同意書の術式を「単純子宮全摘出術+両側卵管切除術」と記載した。手術の1週間前、医師は患者の年齢から選択されることが多い「単純子宮全摘出術+両側卵巢卵管切除術」を行うと思い込み、手術申し込みをした。手術の際、執刀直前の確認で医師は申し込んだ術式を言ったが、外回り看護師は同意書との相違に気付かず、手術が行われた。術後の診察時、医師は患者が卵巢の温存を希望していたことに気付いた。

事例 2

主治医は「乳房部分切除術」で手術申し込みをした。後日、患者の希望により「乳房全摘術」を行うことになったが、主治医は手術申し込みの術式を変更しなかった。手術の際、執刀直前の確認で術者は「乳房部分切除術」と言ったが、同意書との照合は行われず、乳房部分切除術を実施した。術後、主治医の診察時に術式が間違っていたことが分かった。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・患者が同意した術式で手術申し込みを行う。
- ・患者が同意した術式を術前に診療科内で共有する。
- ・執刀直前に同意書を用いて術式を確認する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>